

## 岩手県介護支援専門員実務研修実習実施要領

公益財団法人いきいき岩手支援財団  
(岩手県介護支援専門員研修指定実施機関)

### 1 実習の目的

介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）の受講者（以下「受講者」という。）が、実務研修前期で学んだ知識に基づき実習現場でケアマネジメントプロセスを経験することにより、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識することを目的とする。

### 2 実習の内容

実習の内容は以下の（１）から（７）のとおりとし、居宅訪問等を行い、一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う。なお、（６）及び（７）以外の実施について、順番は問わないものとする。

- （１） アセスメント見学
- （２） 居宅サービス計画作成見学
- （３） サービス担当者会議の同席
- （４） モニタリング見学
- （５） 給付管理業務見学
- （６） アセスメント
- （７） 居宅サービス計画等作成

※ （６）及び（７）の実習協力者については、実習指導者が紹介する。

なお、（７）については受講者の自己学習とする。

※ 具体的実施方法については、前期研修実習オリエンテーションの際、説明する。

### 3 実習期間

前期研修終了後から後期研修開始前までの間に、（１）から（６）の実習を３日間程度（休憩時間を除く 18 時間以上）で行う。

### 4 実習方法

岩手県介護支援専門員研修指定実施機関である公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下、「研修事務局」という。）が、実習受入協力事業所（以下、「協力事業所」という。）と受講者とのマッチング（調整）を行い、実習先を決定し、協力事業所においては２（１）～（６）の実習内容及び３の実習期間を満たす実習を行う。なお（７）については、（６）で実施した結果をもとに受講者が所定の様式を作成する。

### 5 協力事業所

- （１） 協力事業所は、岩手県の登録承認を受けた事業所とする。
- （２） 協力事業所は、介護支援専門員実務研修実習委託契約（協定）書に基づき、研修実施機関と実習受入れに関する委託契約を締結することとする。

### 6 実習指導者

- （１） 実習指導者は、あらかじめ協力事業所において示した主任介護支援専門員とする。
- （２） 実習にあたっては、実習指導者が責任を持って受講者を指導し、評価基準に基づき、評価するものとする。

## 7 受講者

受講者は、実習の目的、学習目標を理解したうえで、以下の点に留意し実習に臨むものとする。

- (1) 実習期間中は、協力事業所の就業規則等を遵守すること。
- (2) 実習期間中は、協力事業所の実習指導者及び研修事務局の指示に従うこと。
- (3) 実習期間中の通勤費、食費その他実習に要する費用は、自己負担とすること。
- (4) 個人情報ほか実習上知り全ての得た情報は、研修の遂行以外の目的で使用せず、第三者に漏洩しないこと。
- (5) 実習期間中に過失等により実習協力者等に損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を負い、同期間中の事故及び災害による責任は、事業所の過失を除き、その責任を負うこと。
- (6) やむを得ない事情で実習を休止または中止する時は、必ず協力事業所および研修事務局に連絡すること。
- (7) 服装、挨拶等、社会人としての心構え、マナー、接遇等に留意すること。

## 8 事務手続き

### (1) 実習前

- ① 研修事務局が、協力事業所と受講者とのマッチング（調整）を行う。
- ② 研修事務局は、受講者に岩手県介護支援専門員実務研修実習事業所決定通知書（様式第1号）により実習先を通知する。
- ③ 研修事務局は、岩手県介護支援専門員実務研修実習受入依頼書（様式第2号）を協力事業所に送付する。
- ④ 受講者は協力事業所の実習指導者と直接連絡を取り、実習の日程調整を行う。
- ⑤ 協力事業所は、岩手県介護支援専門員実務研修実習受入承諾書（様式第3号）を研修事務局に送付する。
- ⑥ 受講者は、岩手県介護支援専門員実務研修実習同意書（様式第4号）を研修事務局に提出する。
- ⑦ 研修事務局は、実習同意書（様式第4号）の写しを協力事業所に送付する。

### (2) 実習中

- ① 実習指導者は受講者に対し、実習の目的、学習目標、修了評価、留意事項等を説明する。
- ② 受講者は実習指導者の指導に基づき所定の実習を行い、岩手県介護支援専門員実務研修実習総合報告書（様式第5号）等を記入する。

### (3) 実習後

- ① 実習指導者は実習終了後、後に定める提出期日までに研修事務局あて岩手県介護支援専門員実務研修実習報告書（様式第6号）及び実習評価票（様式第6号別紙）を送付する。
- ② 研修事務局は岩手県介護支援専門員実務研修実習報告書（様式第6号）及び実習評価票（様式第6号別紙）を受領後、受講者が提出した実務研修実習総合報告書（様式第5号）の内容を確認の上、実習修了を認定し、岩手県介護支援専門員実務研修実習受入証明書（様式7号）を協力事業所に送付する。

※各種様式は添付省略